

告示事項

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

患者様へのお知らせ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い
当院では後発医薬品の使用に取り組んでいます。

後発医薬品とは？

先発医薬品と同じ有効成分を使用しており、
品質・効果・安全性が同等な医薬品です。

- 当院では多くの後発医薬品を使用しています。
- 後発医薬品を選ぶことは、日本の医療制度を維持していくために必要な事です。

後発医薬品の採用にあたっては品質の確保・十分な情報提供・安全供給・有効かつ安全な製品を選定しております。

- 院外処方では保険薬局で後発医薬品に変更可能な処方箋を発行しております。
- 院内処方では可能な限り後発医薬品で処方しております。
- **後発医薬品を希望される場合は医師・薬剤師にご相談下さい。**

東八幡平病院 病院長

■ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明性の確保および患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方につきましても、平成 28 年 4 月 1 日より、同様に明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や実施した検査の名称等が記載されます。

内容をご理解いただいたうえで、ご家族の方などが代理で会計を行う場合の代理の方への発行を含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までその旨お申し出くださいますようお願ひいたします。

令和 7 年 4 月 1 日

東八幡平病院

■ 栄養サポートチーム(NST)のご紹介について

栄養サポートチーム(NST)のご紹介

栄養サポートチーム (NST : Nutrition Support Team) とは、医師、管理栄養士、看護師、薬剤師などの多職種がそれぞれの専門的知識を持ち寄り、入院患者さんの治療が円滑に進むよう、栄養面から支援を行うチームです。

患者さん一人ひとりの状態を把握し、適切な栄養管理が行えるよう、日々活動しています。

栄養サポートチーム(NST)の構成

当院のNSTは、NST臨床実地修練を修了した医師、管理栄養士、看護師、薬剤師で構成されています。

また、患者さんの状態に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師なども参加し、チームとして支援を行っています。

活動目的

患者さんの状態に応じた適切な栄養管理を行い、栄養状態の改善を目指すことを目的としています。

栄養状態を良好に保つことで、感染症や褥瘡（床ずれ）の予防につながり、治療やリハビリテーションがより円滑に進むよう支援します。

主な活動内容

- ・主治医からの依頼を受け、患者さんに適した栄養摂取方法を検討します。
- ・可能な限り、口から食事を摂ることを目標とした支援を行います。
- ・必要に応じて、栄養状態の改善を目的とした経腸栄養を実施します。
- ・血液検査や身体測定などにより栄養状態を評価し、栄養計画の見直しを行います。

■ 医療保険による入院患者自己負担について

令和7年4月1日以降

● 70歳未満の自己負担限度額

高額療養制度（医療保険）			
対象者区分	患者負担割合	自己負担限度額（月額）	多數該當
区分ア	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ	3割	57,600円	44,400円
区分オ （低所得者）	3割	35,400円	24,600円

70歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと②医科・歯科別③入院・外来別

6歳・3月末以前（義務教育就学前）の負担割合は2割

※健康保険限度額適用認定証を提示の取り扱いになります

● 70歳以上75歳未満の自己負担限度額

高額療養費／自己負担限度額（月額）			
対象者区分	患者負担割合	世帯単位（入院・外来）	多數該當
現役並み所得者Ⅲ	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般 (誕生日が昭和22年4月2日以降)	2割	576,00円	44,400円
一般 (誕生日が昭和22年4月1日以前)	2割（特例措置あり）	576,00円	44,400円
低所得者Ⅱ	2割（特例措置あり）	24,600円	
低所得者Ⅰ	2割（特例措置あり）	15,000円	

一般所得者の一部負担は特例措置により（1割）

● 75歳以上の自己負担限度額

高額療養費／自己負担限度額（月額）			
対象者区分	患者負担割合	世帯単位（入院・外来）	多數該當
現役並み所得者Ⅲ	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	2割	57,600円	44,400円
一般	1割	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	1割	24,600円	
低所得者Ⅰ	1割	15,000円	

■ 入院時の食事に係る標準負担金額・居住費(光熱費)について

令和7年4月1日以降

医療療養病床、回復期病棟に入院する65歳以上の方には、居住費の負担があります。

区分	一般病床
①一般	(食事) 1食につき 510円
②指定難病 (③、④を除く)	(食事) 1食につき 300円
③低所得者Ⅱ	(食事) 1食につき 240円 (過去1年間の入院日数が 90日超えの場合 190円)
④低所得者Ⅰ	(食事) 1食につき 110円

⇒ ※入院日数が90越えの方
領収書を添えて加入している保
険者へ申請し、限度額認定証を
病院の窓口へご提示ください

区分	回復期病床
①一般	(食事) 1食につき 510円 (居住費) 1日につき 398円
②指定難病 (③、④を除く)	(食事) 1食につき 300円 (居住費) 1日につき 398円
③低所得者Ⅱ	(食事) 1食につき 240円 (過去1年間の入院日数（他院含む） が90日超えの場合 190円) (居住費) 1日につき 398円
④低所得者Ⅰ	(食事) 1食につき 110円 (居住費) 1日につき 398円

⇒ ※入院日数が90越えの方
領収書を添えて加入している保
険者へ申請し、限度額認定証を
病院の窓口へご提示ください

上記の区分は

- ③低所得者Ⅱ = 市町村民税非課税の世帯に属する方等
④低所得者Ⅰ = ③のうち、所得が一定の基準に満たない方等

上記の③～④まで該当する方、加入している医療保険の
保険者(市町村)に申請し、保険者が発行する標準負担減額
認定書を被保険者証等添えて窓口に提示下さい

■ 保険給付外及び診断書などの料金について

令和7年4月1日以降

一般料金表（保険給付外）

令和7年4月1日現在

No.	種 別	料 金	内 容	備 考
1	付添寝具料	275円		1組1日につき
2	脳ドック	30,000円	MR I 断層撮影・胸部X線・心電図・尿検査 血液検査等の検査を行います。	
3	健康診断料	1点単価10.1円 (文書料として別途3,300円)	個別的なもの	保険点数に準ずる
4	集団検診料	1点単価10.1円 (※文書料はなし)	事業所検診等	保険点数に準ずる
5	予防接種料 (インフルエンザ)	4,300円		1回につき
6	予防接種料 (水痘、おたふく等)	1点単価10.1円 (ワクチン代別途)		1回につき
7	自由診療料	1点単価22円 1点単価10.1円	交通事故にかかるもの その他 歯科保険点数外	保険点数に準ずる 保険点数に準ずる 地域慣行料金による
8	死体検案料	1点単価10.1円		保険点数初診時基本診察料に準ずる
9	死体検案 医師派遣料	1点単価10.1円		保険点数往診料に準ずる
10	死体処置料	2,200円		一体につき

※ 消費税は内税となります。

保険外併用療養費

令和7年4月1日現在

No.	種 別	料 金	内 容	備 考
1	特別室料	3, 300円	個室	1日につき (105・108・110・111号室) (201・202・217・218・220・221号室) (301・302・317・318・320・321号室)
2	選定療養費	1日につき 1, 500円		入院期間が180日を超える方 (紹介先の医療機関も含みます) ※療養病棟及び回復期リハビリテーション 病棟は通算入院期間には含まれません。
3	脳血管疾患等 リハビリテーション料（I）	20分 1単位につき 2, 450円		医科診療報酬点数表に規定する 回数を超えて実施するリハビリ テーションを希望する方
	廐用症候群 リハビリテーション料（I）	20分 1単位につき 1, 800円		
	運動器 リハビリテーション料（I） 入院	20分 1単位につき 1, 850円		
	呼吸器 リハビリテーション料（I）	20分 1単位につき 1, 750円		

※ 消費税は内税となります。

特別の療養環境室

1.一般病棟

R 7.4.1現在

部屋No.	内容	料金(税込)
105号	個室	3,300円
108号	個室	3,300円
110号	個室	3,300円
111号	個室	3,300円

2.回復期リハビリ A 病棟

部屋No.	内容	料金(税込)
201号	個室	3,300円
202号	個室	3,300円
217号	個室	3,300円
218号	個室	3,300円
220号	個室	3,300円
221号	個室	3,300円

3.回復期リハビリ B 病棟

部屋No.	内容	料金(税込)
301号	個室	3,300円
302号	個室	3,300円
317号	個室	3,300円
318号	個室	3,300円
320号	個室	3,300円
321号	個室	3,300円

文　　書　　料

令和7年4月1日現在

No.	種別	料金	内容
1	普通診断書	3, 300円	傷病を証する簡易なもの
2	特殊診断書	7, 700円	内容が複雑なもの 年金診断書（国民年金、厚生、障害福祉） 生命保険診断書 (※測定を含むもの、※後遺障害診断書)
3	身体検査書	3, 300円	身体概況に関する検査書
4	健康診断書	3, 300円	健康を証する簡易なもの
5	普通死亡診断書	3, 300円	死亡を証する簡易なもの
6	死体検案書	5, 500円 11, 000円	死体検案 死体検案（変死）・（交通事故死）
7	普通証明書	2, 200円 2, 200円 0円 (※3, 300円)	医療費受領証明書 入院期間、通院期間証明書（病名のないもの） 学校安全証明書 ※病名が入るときは診断書扱い
8	特殊証明書	5, 500円	入院証明書
9	交通事故	3, 300円 5, 500円 7, 700円	明細書（※レセプト） 診断書 後遺障害診断書（複雑）
10	特殊診断書	7, 700円 7, 700円 5, 500円	難病特定疾患申請診断書 身体障害者申請診断書 英文診断書

※消費税は内税となります。

入退院支援（入退院支援加算1）に係る院内掲示

当院では、退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士/看護師を配置し 退院支援等を行うにつき十分な体制を整えています。

また、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

退院支援担当職員の主な業務

- ・退院支援計画の策定
- ・退院に係わる問題点や課題の提出
- ・退院へ向けた目標設定と支援
- ・退院後の介護サービス導入の支援
- ・退院後の介護サービスの利用
- ・転院先の保険医療機関との連絡調査

各病棟の退院支援担当者は次のとおりです

病棟	区分	支援担当者	資格
一般病棟 (2階)	地域一般入院料3	川原 隆	社会福祉士
回復期A病棟 (2階)	回復期リハビリテーション病棟入院料2	関 紗香	社会福祉士
回復期B病棟 (3階)	回復期リハビリテーション病棟入院料2	榎澤 莉子	社会福祉士

入退院支援部門に配置されている看護師	澤口 稲子
入退院支援部門に配置されている社会福祉士	工藤 直子

令和7年4月1日 東八幡平病院